

日本司法支援センターの平成18年度業務実績評価に関する総合評価表

年度計画の項目	評価・指摘事項等
<p>大項目1 総合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>利用者の視点に立った業務運営を行うべく、関係機関等の参加を得て地方協議会を開催するとともに、コールセンター等に寄せられた利用者の意見を組織的に受け止めて業務運営に生かすための仕組みの構築に取り組んでおり、その基本的姿勢は評価できる。</p> <p>また、情報提供業務を始めとする各業務を円滑かつ実効的に行う前提として不可欠な関係機関等との連携の確保・強化についても、積極的に取組がされ、中期計画を上回る成果(関係機関・団体数:各地方事務所平均143.3)を上げている点は、評価できる。</p> <p>他方、民事法律扶助事件や国選弁護事件について全国的に均質なサービスの提供に向け、事件受任者の均質な確保態勢の確保を図り、また、司法過疎地域における法律サービスの提供体制を整備すべく、常勤弁護士を始めとする契約弁護士等の幅広い確保に取り組んだものの、平成21年度の国選弁護関連業務の大幅増加、今後の民事法律扶助業務の更なる拡充及び実質的ゼロワン地域の解消に向け、これらに対応するための所要の常勤弁護士の確保についての取組が未だ十分でないこと、国民に身近な司法の実現に向け支援センターの業務に関する国民への周知を図る取組についても十分ではないことから、今後、常勤弁護士確保、国民への周知徹底に関し更なる工夫と努力が必要である。</p>
<p>大項目2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>組織体制については、設立及び業務開始の初年度としては、情報提供業務、民事法律扶助業務、国選弁護関連業務等の各種業務の一体的な遂行及び常勤弁護士制度の導入による合理化・効率化という観点に立って、本部及び各地の事務所の組織体制を整備した。</p> <p>また、非常勤職員の活用や常勤弁護士の任期制採用、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の導入、一般競争入札の活用等の諸施策を実施したことは、経費の抑制・削減に向けた取組として評価できる。</p> <p>次に、業務運営については、情報提供業務の効率化を図るためにコールセンターを設置した上、FAQ・関係機関データベースの整備・活用によって迅速かつ効率的な情報提供に努めるとともに、連携する関係機関・団体のデータベース及び利用頻度の高いFAQをホームページ上で公開し、関係機関・団体に対しその積極的活用を促した点も評価できる。</p> <p>他方、常勤弁護士制度に関しては、常勤弁護士の採用数が十分でなかったことを踏まえ、今後の採用拡大に向けた更なる工夫・努力が必要である。</p>

年度計画の項目	評価・指摘事項等
<p>大項目3 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>設立及び業務開始の初年度としては、全般的に、業務の質の向上に向けた積極的な取組がされている。</p> <p>まず、情報提供業務については、FAQの増加に努めるとともに、地方事務所の窓口対応職員に相談業務経験者を配置するなど提供する情報の質・量の向上を図った。</p> <p>国選弁護関連業務についても、裁判所等からの要請後おおむね24時間以内に指名・通知を行い、迅速・確実な国選弁護人候補者の提供に努めた。</p> <p>また、犯罪被害者支援業務については、コールセンター及び全国12か所の大規模地方事務所に犯罪被害者支援業務に携わった経験のある者等を配置し、また、各地の弁護士会と連携し、全国で1185名の精通弁護士名簿を作成して精通弁護士紹介制度の基礎的な体制を整備するなどの成果を上げている。</p> <p>他方、民事法律扶助業務については、迅速な援助を提供するための工夫として、援助審査の合理化に関する取組(書面審査、単独審査の活用)がされているものの、地方によってばらつきがあり、全国的に更なる合理化を推進するべく工夫と努力が必要である。</p> <p>また、民事法律扶助事件及び国選弁護事件の担い手である契約弁護士・契約司法書士に対し、支援センターの制度内容等に関する説明会等が実施されているものの、業務の質の向上に向けた研修としては十分ではなく、今後、実務能力の向上を図るための取組が期待される。</p>
<p>大項目4 予算、収支計画及び資金計画</p>	<p>全体として、運営費交付金の支出を抑制し中期計画予算の範囲内に収まっている。</p> <p>執務環境整備経費について、一般競争入札の積極的な活用により、中期計画と比べ支出の抑制が図られていることも評価できる。</p> <p>なお、常勤弁護士の採用数が少なかったことに伴い人件費の支出が抑えられた一方で、一般契約弁護士に委託した事件数の増による事業経費の増が見られるが、常勤弁護士確保に向けた今後の実効的な取組によってこうした事業経費の抑制を期待したい。</p> <p>他方、自己収入の確保については、平成18年度としては財団法人法律扶助協会からの承継金により予定した収入額を確保できたものの、地方公共団体からの補助金やしよく罪寄附等の寄附金収入は未だ十分な水準になく、また償還金の適正な確保に向けた取組としても十分でなく、今後、補助金・寄附金の確保や、償還金滞納の抑制に向けた更なる工夫と努力が必要である。</p>
<p>大項目5 短期借入金の限度額</p>	<p>該当なし</p>

年度計画の項目		評価・指摘事項等
大項目6	重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	該当なし
大項目7	剰余金の使途	該当なし
大項目8	その他法務省令で定める業務運営に関する事項	<p>平成21年度の業務量拡大に伴う事務所スペースの増加を視野に入れ、これに対応できる程度の面積を確保するなど十分な対応がされている。</p> <p>平成21年度の業務量拡大に対応できる人的体制の整備に向け、所要の常勤弁護士及び一般契約弁護士の計画的な確保が必要であるところ、その確保に向けた様々な取組がされているものの、本年度常勤弁護士数が24名にとどまり、未だ十分な成果を上げているとはいえない。今後、常勤弁護士等の確保に向けた新たな取組等において、質量ともに十分な弁護体制の整備に向け、更なる創意工夫が必要である。</p>
	(1) 施設・設備に関する計画	
	(2) 人事に関する計画	

全体評価

日本司法支援センターは、綜合法律支援法に基づき、平成18年4月に設立され、同年10月に業務を開始した。

平成18年度から平成21年度までの最初の中期目標期間(4年間)は、綜合法律支援に関する事業を迅速かつ適切に行うための体制整備・推進に重点を置き、その中で、初年度である平成18年度については、4年後の体制整備の一応の完了を見据えながら、新規各種業務を軌道に乗せ、平成19年度以降の業務を円滑に遂行できる体制の構築に向けた取組状況を指標として評価した。初年度である平成18年10月から平成19年3月までの半年間の業務実績を総括的にみると、大勢としては、おおむね順調に中期計画の履行が進捗したが、一部で改善に向け更なる努力を要する面もあった。

体制整備については、短期間のうちに全国50か所などに事務所を立ち上げ、必要な職員を採用して情報提供業務、民事法律扶助業務、国選弁護関連業務、司法過疎対策業務、犯罪被害者支援業務等、各種の多様な業務を円滑に開始するための体制を全国的に整備した上、これら各種業務を円滑に遂行する上で不可欠となる関係機関・団体との連携関係の構築を進め、また、利用者及び関係機関等の意見・要望等をその業務運営に反映すべく、地方協議会の開催やサービス推進室等の設置を行ったことは評価できる。

個々の業務についてみると、情報提供業務に関しては、コールセンターを設置し、コールセンターオペレーター及び地方事務所の窓口対応職員に相談業務経験者等を配置するとともに、FAQ・関係機関データベースを整備・活用することにより、集中的かつ効率的に質の高い情報提供を行うなど、円滑な業務遂行のための体制整備として一定の成果をあげている。

民事法律扶助業務に関しては、その担い手となる契約弁護士・契約司法書士を全国的に確保し、法律扶助協会の実績を上回る援助実績を上げるなど充実した援助の実施に向けた取組を行い、また、国選弁護関連業務に関しては、よく各地の弁護士会の理解と協力を得て全国の弁護士数の約45パーセントに当たる数の契約弁護士を確保し、裁判所の要請に応じて迅速かつ確実な指名・通知業務の遂行に努めるとともに、日本弁護士連合会等と協議・調整した詳細な国選弁護報酬基準を策定して適正な報酬算定支払事務を実施するなど、一定の成果を上げていると評価できる。

また、犯罪被害者支援業務に関しても、新規業務を開始する上での困難性をよく克服し、各地の犯罪被害者支援団体等との連携確保に努め、各地の弁護士会と連携して精通弁護士名簿を調製した上、コールセンター及び地方事務所に犯罪被害者支援に携わった経験のある者を担当者として配置し、研修を実施して適切な情報提供に努めるなど、一定の成果を上げたものと評価できる。

他方、今回の評価作業を通じて浮かび上がった今後の課題については、項目別評価及び大項目における評価において既に指摘したところであるが、なかでも、①常勤弁護士の計画的な確保が所期の水準に達していないこと、②コールセンターを中心とする情報提供業務の利用件数が低調であったことが指摘できる。

①については、常勤弁護士が、民事法律扶助事件及び国選弁護事件についての全国的に均質なサービスの提供を実現するための担い手として、また、司法過疎地域における法律サービス提供の担い手として重要であるとともに、とりわけ平成21年度における国選弁護事件数の大幅拡大と連日的開廷を前提とする裁判員裁判の実施に対応できる体制を整備する観点から、その計画的確保が焦眉の課題であるところ、平成18年度はその確保に向けて多数回にわたる採用説明会の実施などの取組に努めたものの、結果として24名を採用できたにとどまっており、今後、所要の常勤弁護士確保に向けたより実効性のある新たな工夫や一層の努力が必要である。②については、国民に身近な司法の実現を目指す支援センターにとって、その存在及び業務内容等を国民に周知することが極めて重要であるところ、未だ十分認知されていない現状に照らすと、国民への周知徹底について、今後更なる工夫と努力を要するところである。

新たに設立した支援センターが、初年度のこうした体制整備を経て、平成19年度以降、国民に身近な司法の実現に向け、真に国民に親しまれ頼りにされる存在となっていくためには、利用者の立場に立った業務運営を行うことを常に心がけることが重要である。そうした観点から、今後も引き続き、関係機関等との連携の一層の強化を図り、所要の常勤弁護士の確保を始めとする総合法律支援の体制の整備を更に推進させることを第一としつつ、各種業務におけるサービスの質の向上に努めるとともに、その業務運営の効率化を更に着実に向上させていくことが期待される。